

地場産業・伝統的工芸品次世代魅力体験事業 事務処理フロー

※：令和8年12月25日（金）

① 事業計画書提出（県立学校からイノベーション推進課長へ）



② 事業承認通知・令達（イノベーション推進課長から県立学校へ）

※事業承認後、イノベーション推進課から事業実施学校へ令達します。



③ 事業実施



④ 事業実施後、事業者への支払い（県立学校から事業者等へ）



⑤ 事業報告書提出（県立学校からイノベーション推進課長へ）

※支払ったことがわかる支払調書等の写しを添付のうえ、ご提出ください。



※：事業終了後30日以内または
令和9年3月10日（水）のいずれか早い日

⑥ 額の確定通知（イノベーション推進課長から県立学校へ）

※事業報告後、減額等あれば、イノベーション推進課から令達を引き上げます。